

9.9 景観

9.9.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.9-1 に示すとおりである。

表 9.9-1 調査事項及びその選択理由

| 調査事項 | 選択理由 |
|--|---|
| ①地域景観の特性 ②景観資源の状況 ③眺望地点の状況 ④眺望景観の状況 ⑤圧迫感の状況 ⑥緑視率の状況 ⑦土地利用の状況 ⑧法令等による基準等 ⑨東京都等の計画等の状況 | 事業の実施に伴い主要な景観の構成要素の改変及びその改変による地域景観の特性の変化、景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化、貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度、圧迫感の変化、緑視率の変化及び景観阻害要因の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。 |

(2) 調査地域

調査地域は、計画建築物の種類及び規模、地域の概況を勘案し、東京 2020 大会の実施により景観に影響を及ぼすと予想される地域とした。

(3) 調査方法

1) 地域景観の特性

調査は、「東京の土地利用 平成23年東京都区部」(平成25年3月 東京都都市整備局)、「東京都景観計画」(平成28年1月 東京都)、「新宿区景観形成ガイドライン」(平成27年3月 新宿区)、「渋谷区景観計画」(平成25年3月 渋谷区)等の既存資料調査及び現地踏査によった。

2) 景観資源の状況

調査は、「東京都景観計画」、「新宿区景観形成ガイドライン」、「渋谷区景観計画」等の既存資料調査及び現地踏査によった。

3) 眺望地点の状況

調査は、既存資料に基づき、不特定多数の人の利用度や滞留度が高い場所などの代表的な9地点を選定した。

眺望の状況の調査地点は、表 9.9-2 及び図 9.9-1 に示すとおりである。

表 9.9-2 代表的な眺望地点

| 区分 | 調査地点 | | 選定の理由 | 計画地から の方向 | 計画地境 界線から の距離 |
|-----|-------|----------------|--|--------------|---------------------|
| 近景域 | No. 1 | 噴水前 | 計画地の南東側に位置し、イチョウ並木と聖徳記念絵画館の間の地点である。不特定多数の人々の利用度の高い場所である。噴水及び軟式野球場越しに計画地を望むことができる。 | 南東 | 約 370m |
| | No. 2 | 青山口 | 計画地の南東側に位置する地点で、「東京都景観計画」において明治神宮聖徳記念絵画館に係る眺望地点に指定されている。青山一丁目駅からのアクセスルートであり、不特定多数の人々の利用が高い場所である。 | 南東 | 約 670m |
| | No. 3 | 仙寿院 交差点 | 計画地の南西側に位置する地点であり、不特定多数の人々の利用度の高い場所である。交差点越しに計画地を望むことができる。 | 南西 | 約 50m |
| | No. 4 | 聖徳記念 絵画館西 | 計画地の東側に位置する地点であり、不特定多数の人々の利用度の高い場所である。計画地を直接望むことができる。 | 東 | 約 40m |
| | No. 5 | 明治神宮第二 球場北東 | 計画地の東側に位置する地点であり、球場利用者等不特定多数の人々の利用度の高い場所である。計画地を直接望むことができる。 | 東 | 約 100m |
| | No. 6 | 明治神宮第二 球場北 | 計画地の東側に位置する地点であり、球場利用者等不特定多数の人々の利用度の高い場所である。計画地を直接望むことができる。 | 東 | 約 30m |
| | No. 7 | 外苑橋交差点 | 計画地の北側に位置する地点であり、不特定多数の人々の利用度の高い場所である。計画地を直接望むことができる。 | 北 | 約 10m |
| | No. 8 | フットサル コート前 | 計画地の北側に位置する地点であり、不特定多数の人々の利用度の高い場所である。計画地を直接望むことができる。 | 北 | 約 30m |
| | No. 9 | 新宿御苑 | 計画地の北西側に位置する公園内であり、不特定多数の人々の利用度、滞留度の高い場所である。また、周辺住民の方々が慣れ親しんでいる公園である。 | 北西 | 約 520m |

注) 調査地点の番号は、図 9.9-1 に対応する。

4) 眺望景観の状況

調査は、現地踏査及び写真撮影によった。

5) 圧迫感の状況

圧迫感の状況については、天空写真を撮影し、正射影に変換後、圧迫感の指標の一つである形態率を算定する手法によった。

天空写真の撮影地点は、計画地に近接した道路上とし、表 9.9-3 及び図 9.9-2 に示す 4 地点とした。また、撮影諸元は、表 9.9-4 に示すとおりである。

表 9.9-3 天空写真撮影地点

| 調査地点 | | 住所 | 計画地方向 | 計画地敷地境界からの距離 |
|------|-----------|--------------|-------|--------------|
| a | フットサルコート前 | 新宿区霞ヶ丘町 11 | 北 | 40m |
| b | 聖徳記念絵画館西 | 新宿区霞ヶ丘町 2 | 東 | 40m |
| c | 仙寿院交差点 | 渋谷区千駄ヶ谷 2-24 | 南西 | 30m |
| d | 東京体育館東 | 渋谷区千駄ヶ谷 1-17 | 北西 | 30m |

注) 調査地点記号は、図 9.9-2 に対応する。

表 9.9-4 天空写真撮影諸元

| | |
|-------|-------------------------|
| 撮影日 | 平成 26 年 9 月 27 日 |
| 使用カメラ | Nikon D3 Digital Camera |
| 使用レンズ | Nikon ME&AI 8mm f 2.8 |
| 水平角 | 90° |
| 撮影高さ | 地上 1.5m |

注) 天空写真は撮影した画像を正射影に変換した。

6) 緑視率の状況

調査は、日常生活の実感として捉えられる緑の量として、人間が通常見ている視界に近い状態を想定して撮影された既存資料に基づく写真の中に占める緑の割合を算定する方法によった。調査地点は、不特定多数の人の利用度や滞留度が高い場所などの代表的な 7 地点とし、図 9.9-1 に示したとおりとした。

7) 土地利用の状況

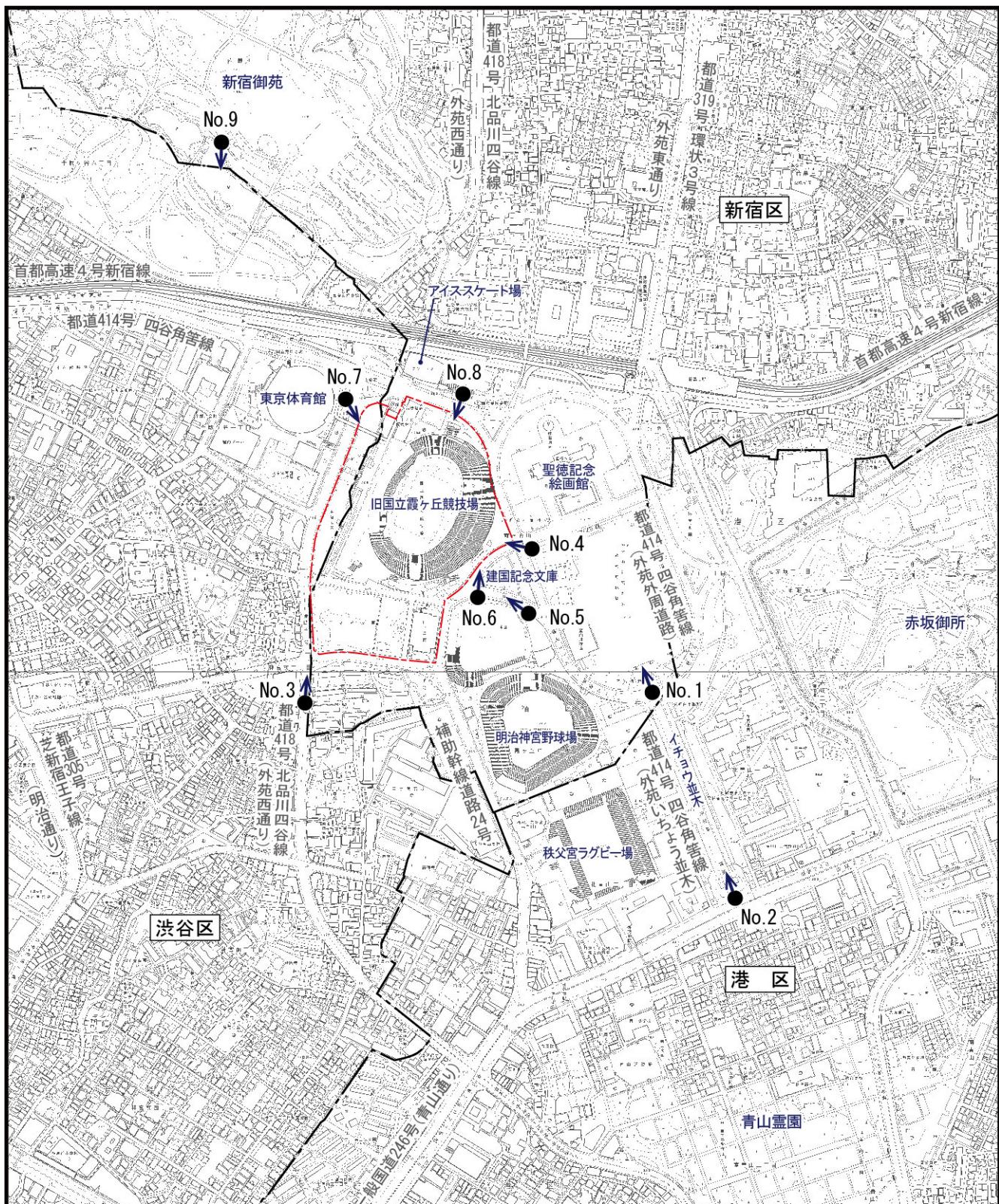
調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」等の既存資料の整理によった。

8) 法令等による基準等

調査は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）、東京都景観条例（平成 18 年都条例第 136 号）、新宿区景観まちづくり条例（平成 20 年区条例第 67 号）等の法令等の整理によった。

9) 東京都等の計画等の状況

調査は、「東京都景観計画」、「新宿区景観まちづくり計画」（平成 27 年 3 月 新宿区）、「渋谷区景観計画」等の計画等の整理によった。



凡 例

■ 計画地
— — 区界

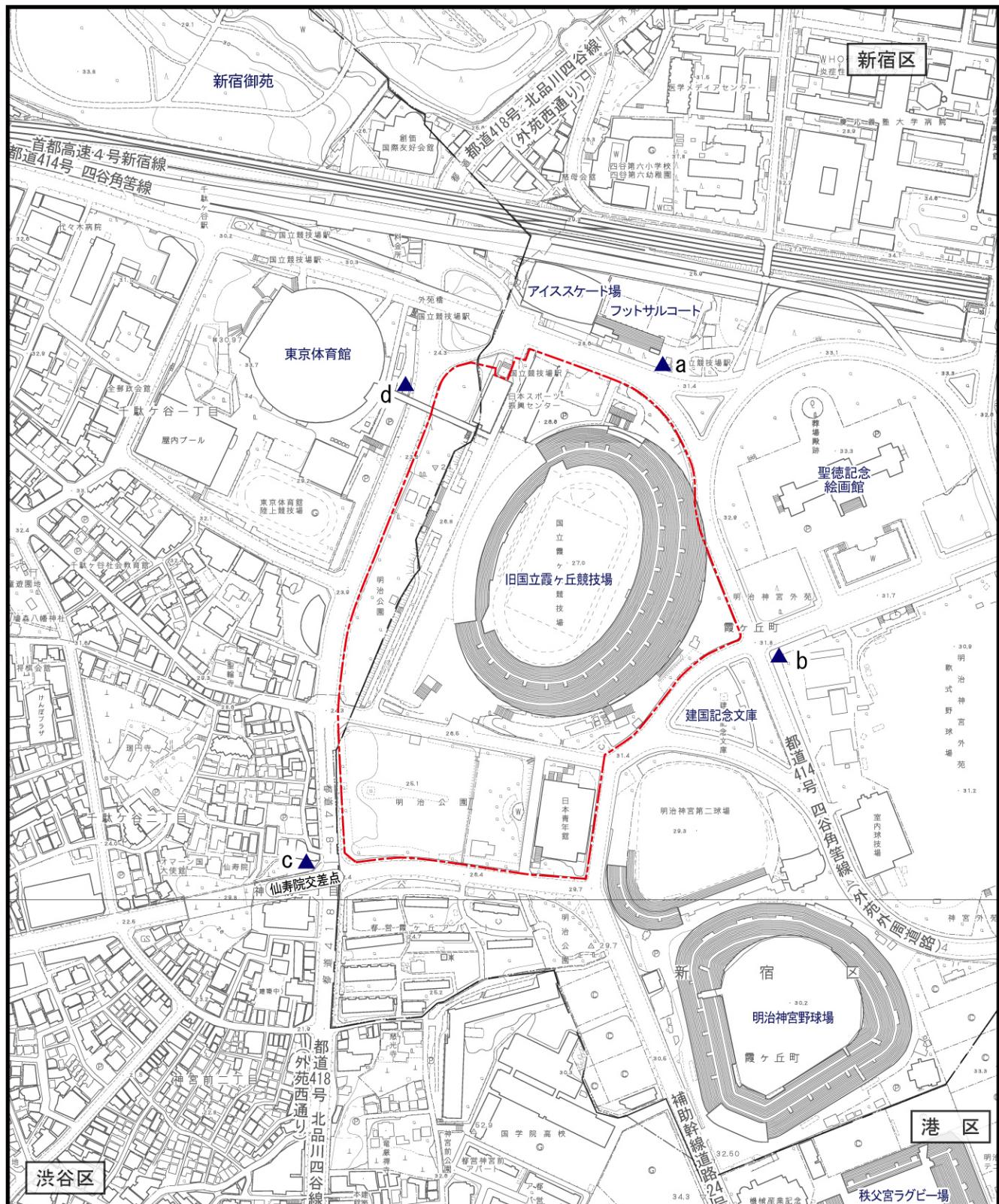
● 景観(眺望景観)調査地点
(No.1~9)
➤ 写真撮影方向



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

図9.9-1
景観調査地点
(代表的な眺望地点及び眺望の状況)



凡 例

■ 計画地
— — 区界

▲ 景観(圧迫感)調査地点
(a~d)



Scale 1:5,000

0 50 100 200m

図9.9-2

景観調査地点（圧迫感の状況）

(4) 調査結果

1) 地域景観及び景観資源の特性

計画地が隣接する明治神宮外苑は、その周辺の明治神宮（内苑）、新宿御苑、赤坂御所や青山霊園等の緑地とともに都市内の大規模緑地を構成し、潤いのある景観を形成している。また、緑地以外の地域には主に住居地域が分布するほか、計画地南側の一般国道 246 号（青山通り）沿いには大規模な商業施設が立地する等の都市景観を形成しており、計画地周辺は多様な景観を呈している。

明治神宮外苑は、明治天皇と昭憲皇太后を祀る神社として創立された明治神宮（内苑）とともに計画され、「明治神宮外苑 70 年誌」（平成 10 年 3 月 明治神宮外苑）によると、「御神靈の鎮まります森厳莊重な内苑に対し、外苑は豊かな自然環境の中で両御祭神の御事績を目のあたりに拝する聖徳記念絵画館を中心に、憲法記念館、各種スポーツ施設、林泉を配して、健全なスポーツ精神による体力の向上・鍛成、德育の涵養を図り、多くの人々に親しまれる悠遊安息の神苑として」大正 15 年に造営された。

また、「明治神宮外苑志」（昭和 12 年 8 月 明治神宮奉贊会）によると、内苑が古来の様式による伝統の美を現せるのに対し、外苑は現代式庭園として計画されており、明るく開放的な景観を形成している。また、明治神宮外苑造設当初より競技場が記念建造物として計画される等、多数のスポーツ施設が立地する公園として整備されている。

大正 15 年（1926 年）には「環境ノ風致ヲ維持シ神宮崇敬ノ意ヲ完フセムトスル」ことを意図して、内外苑連絡道や表参道等が国で初めての風致地区に指定され、後の昭和 45 年には東京都条例により内苑とともに外苑は全敷地が第二種風致地区に指定された。

計画地の東側約 100m に位置する聖徳記念絵画館は、「重要文化財（建築物）の指定について」（平成 23 年 4 月 15 日文化庁報道発表資料）において、わが国最初期の美術館建築で直線を強調した造形表現により、記念性の高い重厚な外観意匠を実現しており、高い価値が認められている。また、「東京都景観計画」において、保全対象建築物に指定されており、重要な視点場としての眺望地点、建築物等の色彩等を適切に誘導することを目的とした景観誘導区域が設定されている。なお、計画地にはそれらの区域は含まれていない。聖徳記念絵画館の眺望地点は一般国道 246 号（青山通り）と都道 414 号四谷角筈線が交差する青山口付近に設定されており、都道 414 号四谷角筈線のイチョウ並木の奥に聖徳記念絵画館を望む景観は、東京を代表する都市景観のひとつとされている。

2) 眺望地点の状況

代表的な眺望地点の状況は、表 9.9-2 及び図 9.9-1 に示したとおりである。

3) 眺望景観の状況

代表的な眺望地点からの眺望の状況は、写真 9.9-1～9（上段の写真、p. 325～333 参照）に示すとおりである。

4) 圧迫感の状況

圧迫感の状況は、表 9.9-7 及び写真 9.9-10～13（上段の写真、p. 335～338 参照）に示すとおりである。

5) 緑視率の状況

緑視率の状況は、表 9.9-8 及び写真 9.9-14～20（上段の写真、p. 340～346 参照）に示すとおりである。

6) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 （4）調査結果 4) 土地利用の状況」（p.

90 参照)に示したとおりである。

計画地は明治神宮外苑内に位置する。計画地及びその周辺の土地利用としては、事務所建築物や教育文化施設、集合住宅、スポーツ・興行施設、公園、運動場等の混合用途の市街地となっている。このうち、計画地北側には慶應義塾大学病院等の厚生医療施設、新宿御苑等の公園、運動場等や四谷第六小学校、四谷第六幼稚園等の教育文化施設等があり、南側にはシーアイプラザ、伊藤忠青山アートスクエア等の専用商業施設や青山小学校、青山中学校等の教育文化施設、集合住宅、東側には聖徳記念絵画館等の教育文化施設やスポーツ・興行施設、公園、運動場等、西側にはスポーツ・興行施設や集合住宅、事務所建築物等が立地している。

7) 法令等による基準等

景観に関する法令等については、表 9.9-5(1) 及び(2)に示すとおりである。

表 9.9-5(1) 景観の保全に係る法律等

| 法令・条例等 | 責務等 |
|---|---|
| <p>景観法 (平成 16 年法律 第 110 号)</p> | <p>(目的) 第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念) 第二条 良好的な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵澤を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。</p> <p>2 良好的な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。</p> <p>3 良好的な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。</p> <p>4 良好的な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。</p> <p>5 良好的な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好的な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。</p> <p>(事業者の責務) 第五条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好的な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。</p> |
| <p>東京都景観条例 (平成 18 年東京都 条例第 136 号)</p> | <p>(目的) 第一条 この条例は、良好的な景観の形成に関し、景観法(平成十六年法律第百十号。以下「法」という。)の規定に基づく景観計画の策定や行為の規制等について必要な事項を定めるとともに、東京都(以下「都」という。)、都民及び事業者の責務を明らかにするほか、大規模建築物等の建築等に係る事前協議の制度を整備することなどにより、地形、自然、まち並み、歴史、文化等に配慮した都市づくりを総合的に推進し、もって美しく風格のある東京を形成し、都民が潤いのある豊かな生活を営むことができる社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(基本理念) 第三条 良好的な景観は、国内外の人々の来訪を促し、交流を活発化させ、新たな産業、文化等の活動を創出することにかんがみ、活力ある都市の発展につながるよう、その整備及び保全が図られなければならない。</p> <p>2 良好的な景観の形成は、先人から受け継いだ自然、歴史、文化等の保全のみならず、都市づくり等を通じて、新たに美しく魅力あふれる景観を創出し、都市としての価値を高めていくことを旨として、行われなければならない。</p> <p>3 良好的な景観は、地域の魅力の向上に加えて、広域的に都市としての魅力を高めていくものであることにかんがみ、首都の形成に資するよう、都及び都民、事業者、区市町村等の連携及び協力の下に、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。</p> <p>(事業者の責務) 第五条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好的な景観の形成に自ら努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、都がこの条例に基づき実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> |

表 9.9-5(2) 景観の保全に係る法律等

| 法令・条例等 | 責務等 |
|--|--|
| 新宿区景観まちづくり条例 (平成 20 年 新宿区 条例第 67 号) | <p>(目的) 第一条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定等の施策及び良好な景観の形成の推進に係る施策（以下これらを「景観形成施策」という。）を総合的に展開することにより、新宿区（以下「区」という。）の歴史、文化及び自然環境と調和し、かつ、地域の個性を反映した良好な景観を形成し、もって潤いのある豊かな区民の生活環境の創造と個性的でござわいのあるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念) 第二条 良好的な景観の形成は、先人から受け継いだ良好的な景観を保全すること、新たな良好な景観を創出すること及びこれらの良好な景観を区民共通の資産として次代に引き継ぐことを旨として、行われなければならない。</p> <p>2 前条に規定する目的を実現するため、良好的な景観の形成に向けた取組は、区、事業者及び区民が連携し、及び協力して一体的になされなければならない。</p> <p>(事業者の責務) 第四条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら良好的な景観の形成に努めるとともに、景観形成施策に協力するよう努めなければならない。</p> |
| 渋谷区景観条例 (平成 24 年 渋谷区 条例第 29 号) | <p>(目的) 第一条 この条例は、景観法（平成十六年法律第百十号。以下「法」という。）の施行に際し必要な事項を定めることにより、渋谷区における良好な景観の形成を図り、多様な界わいが共存する魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>(基本理念) 第三条 良好的な景観は、法第二条並びに渋谷区まちづくり条例（平成十七年渋谷区条例第七十一号）前文及び第二条の規定に基づき、渋谷区における多様な地域の特性に応じ、区、区民及び企業等が、各々の責務を果たし、協働することにより形成されなければならない。</p> <p>(企業等の責務) 第六条 企業等は、基本理念にのっとり、区内で事業活動を行うに当たり、自ら良好的な景観の形成に取り組むとともに、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。</p> |

8) 東京都等の計画等の状況

景観に関する東京都等の計画等については、表9.9-6(1)及び(2)に示すとおりである。計画地は「東京都景観計画」において景観形成特別地区には指定されていないが、保全対象施設である聖徳記念絵画館及び保全対象庭園である新宿御苑の景観誘導区域に指定されている。

表 9.9-6(1) 景観の保全に係る東京都等の計画等

| 関係計画等 | 目標・施策等 |
|--|---|
| 東京都景観計画 (平成 28 年 1 月 東京都) | <p>「東京都景観計画」は、2006（平成 18）年 1 月、東京都景観審議会から答申された「東京における今後の景観施策のあり方について」を踏まえ、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示すものである。</p> <p>○対象 文化財庭園等の眺望の保全に関する景観誘導：新宿御苑 国会議事堂、迎賓館、絵画館、東京駅丸の内駅舎の眺望の保全に関する景観誘導： 明治神宮聖徳記念絵画館</p> <p>○景観形成 眺望地点及び景観誘導が定められている。</p> <p>○事前協議 大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度が定められている。</p> |
| 東京の都市づくりビジョン（改定） (平成 21 年 7 月 東京都) | <p>この都市づくりビジョンは、今後、都がめざすべき都市像の実現に向かって、都民、企業、NPOなど多様な主体の参加と連携によって、戦略的に政策誘導型の都市づくりを展開する上での基本的な方針を明らかにするものである。</p> <p>○対象区域 計画地はセンター・コア再生ゾーンに指定されている。</p> <p>○特色ある地域の将来像 ・代々木公園、新宿御苑、神宮外苑、赤坂御用地など、都心の大規模公園などを生かした緑の軸が形成され、迎賓館、絵画館などを中心とする風格のある景観を背景に、ジョギング、サイクリング、散策、周辺のカフェや店舗など、楽しみのある、緑豊かで快適な空間を形成</p> |

表 9.9-6(2) 景観の保全に係る東京都等の計画等

| 関係計画等 | 目標・施策等 |
|---|---|
| 新宿区景観まちづくり計画 新宿区景観形成ガイドライン (平成27年3月) 新宿区景観まちづくり計画 追記編 (平成28年4月) | <p>経済効率の向上を優先させたまちづくりは、私たちの生活を豊かで便利にしてきましたが、その反面、地域の個性や文化、歴史の記憶が失われつつあります。潤いのある豊かな生活環境を創出し、個性的で賑わいのあるまちづくりを進めていくためには、これまで育まれてきた新宿区の持つ自然をいかし、歴史的風土や自然環境と調和した景観を守り、育んでいくことを地域が主体で取組めるようなしくみをつくる必要があります。区民にとっても、また、新宿を訪れる人にとっても、歩くのが楽しくなる、『美しい新宿』をつくっていきます。</p> <p>新宿区景観形成ガイドラインは、新宿区景観まちづくり計画第2章「2 良好的な景観の形成に関する方針」に基づいて、地域の景観特性に応じた良好な景観の形成を推進するための指針として、定めるものです。</p> <p>景観法に基づく届出のみでは、行為の制限（景観形成基準）による「規制」に留まり、良好な景観を誘導していくには限界があります。景観形成ガイドラインは、新宿区と事業者の景観事前協議に活用し、良好な景観の形成に向けての区の考え方を明確にすることで、事業者の積極的な取り組みも促しながら、地域特性を踏まえたきめ細やかな景観誘導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象区域 四谷地区-神宮外苑・南元町エリア ○景観形成の目標 神宮外苑の広大な眺めと豊かなみどりに囲まれたまちなみへ ○景観形成の方針 <ul style="list-style-type: none"> ・聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する。 ・周辺のまとまったみどりと身近なみどりを感じられる景観をつくる。 |
| 新宿区が許可する総合設計の建築物等に係る景観形成ガイドライン (新宿区) | <p>一般地域の形態・意匠等について定める他、明治神宮聖徳記念絵画館及び新宿御苑の周辺区域についてのガイドラインについて定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象区域 聖徳記念絵画館の眺望の保全に関する景観誘導区域 新宿御苑の眺望の保全に関する景観誘導区域 ○景観形成 聖徳記念絵画館の眺望の保全に関する景観誘導区域： 一般基準に、形態・意匠、建築物最高高さ等の基準を加えます。 新宿御苑の眺望の保全に関する景観誘導区域： 一般基準に、新宿区景観まちづくり計画の「新宿御苑みどりと眺望保全地区」の景観形成基準を加えます。 |
| 渋谷区景観計画 (平成25年3月 渋谷区) | <p>渋谷区の良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針及び行為の制限、実現のための方策を明らかにし、区と区民、企業等の協働による取り組みを推進することを目的としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象区域 計画地は一般地域 住宅地系市街地に指定されている。 ○景観形成 <ol style="list-style-type: none"> 1. 地形の特性を活かした景観形成 2. 緑、河川等の自然の特性を活かした景観形成 3. 歴史・文化の特性を活かした景観形成 4. 都市における賑わい・交流空間の特性を活かした景観形成 5. 住民主体の取り組みを活かした景観形成 ○事前協議 <ul style="list-style-type: none"> ・渋谷区景観条例に基づく事前協議において景観に関する指導・助言を行う。 ・事前協議の際に、景観に関する専門的な知識を有する者が、区とともに指導・助言を行う景観アドバイザー制度の設立。 ・景観上の影響が大きな行為については、複数の景観アドバイザー又は景観審査会による事前協議の実施。 |

9.9.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、以下に示すとおりとした。

- 1) 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度
- 2) 景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度
- 3) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度
- 4) 貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度
- 5) 圧迫感の変化の程度
- 6) 緑視率の変化の程度
- 7) 景観阻害要因の変化の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設、改修若しくは撤去の工事等における工作物の設置又は撤去により景観に変化が生じると予測される時点及び競技会場への来場者等からの景観を配慮すべき時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、現況調査結果及び事業計画の内容の重ね合わせ等による定性的な予測、現況写真に計画建築物の完成予想図を重ね合わせた合成写真（フォトモンタージュ）の作成、現況の天空写真に計画建築物の完成予想図を合成した天空写真を作成し、圧迫感の指標の一つである形態率の算定による方法によった。

(5) 予測結果

1) 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度

計画地は明治神宮外苑に隣接しており、当該エリアは、大正期に整備された明治神宮外苑の都市構造を基盤として、風格のある都市景観と苑内の樹林による豊かな自然環境を有している。また、周辺には、東京体育館や明治神宮野球場、秩父宮ラグビー場等の多様な規模や種類のスポーツ施設が集積している。

計画建築物は、図 9.9-3 に示すとおり、日本の伝統的な建築を想起させる、連続する軒庇の水平ラインと深い陰影によって、周辺の木々と調和した外観とする計画としている。軒庇の連続した縦格子により、日本建築の要素である垂木を想起させる外観を形成し、水平方向にも高さ方向にも展開した「繰り返し」の構成により、日本らしさをより強調する計画としている。外周の低層部は水平に伸びる軒庇と鉛直柱の構成とし、軸組によって生まれた、陰影のある印象的な日本らしい外観とする計画としている。

また、図 7.2-12 (p. 36 参照) に示すとおり、「大地の杜」として、周囲の多様なみどりの景観に合わせ、聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出（「深緑の杜」）、広いオープンスペースの南側は大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎える空間を創出（「大樹の里庭」）、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出（「水辺の里庭」）することで周囲の多様な景観との調和を図る計画としている。計画建築物 5 階には、「大

「大地の杜」と行き来できる「空の杜」として、ススキや彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空中の庭園を整備する計画としている。

これらのことから、周辺の多様なみどりの景観に調和した景観が形成されると予測する。



出典：(独)日本スポーツ振興センター提供資料

図 9.9-3 外観イメージ

2) 景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度

計画地は、「東京都景観計画」に定める保全対象建築物である聖徳記念絵画館の景観誘導区域には該当せず、眺望地点から計画建築物を視認することもできないことから、景観を阻害することはないと予測する。

また、計画地は、「東京都景観計画」に定める保全対象庭園である新宿御苑周辺の景観誘導区域に該当するが、新宿御苑内の眺望地点から計画建築物を視認することはできず、景観を阻害することはないと予測する。

3) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

代表的な眺望地点からの、現況と工事の完了後の眺望の変化の程度は、写真 9.9-1～9 に示すとおりである。

計画地周囲の主要な眺望点からの眺望については、計画建築物が視野に占める割合は増加する。計画建築物は、日本の伝統的な建築を想起させる、連続する軒庇の水平ラインと深い陰影によって、周辺の木々と調和した外観とする計画としている。

また、図 7.2-12 (p. 36 参照) に示すとおり、「大地の杜」として、周囲の多様なみどりの景観に合わせ、聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出（「深緑の杜」）、広いオープンスペースの南側は大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎える空間を創出（「大樹の里庭」）、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出（「水辺の里庭」）することで周囲の多様な景観との調和を図る計画としている。計画建築物 5 階には、「大地の杜」と行き来できる「空の杜」として、ススキや彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空中の庭園を整備する計画としている。

周辺地域においては、計画建築物の一部が視認されるが、眺望景観に著しい変化は生じない。

これらのことから、周辺の多様なみどりの景観に調和した景観が形成され、聖徳記念絵画館の広大な眺めに著しい変化は与えないと予測する。

| | |
|---|--|
| <p>現況 (旧国立霞ヶ丘競技場とりこわし工事前)</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料</p> |
| <p>大会開催前、 大会開催後 の施設の存在</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料</p> |
| <p>現　　況 (旧国立霞ヶ丘 競技場とりこ わし工事前)</p> | <p>計画地の南東側約370mに位置する、噴水前からの眺望である。噴水及び軟式野球場の芝生越しに聖徳記念絵画館が視認できる。</p> |
| <p>大会開催前、 大会開催後 の施設の存在</p> | <p>計画建築物の一部が樹木の後背に視認できる。計画建築物の出現により、建築物の占める割合は増加する。</p> |
| |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |

写真9.9-1 眺望の状況 (No.1 : 噴水前)

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>現況 (旧国立霞ヶ丘競技場とりこわし工事前)</p> |  <p>（独）日本スポーツ振興センター提供資料</p> |
| <p>大会開催前、 大会開催後 の施設の存在</p> |  <p>（独）日本スポーツ振興センター提供資料</p> |
| <p>現　　況 (旧国立霞ヶ丘競技場とりこわし工事前)</p> | <p>計画地の南東側約670mに位置する、青山口からの眺望である。イチョウ並木越しに聖徳記念絵画館が視認できる。</p> |
| <p>大会開催前、 大会開催後の 施設の存在</p> | <p>計画建築物は、イチョウ並木及びイチョウ並木沿道の建物によって視認することができない。</p>  <p>（独）日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |

写真9.9-2 眺望の状況（No.2：青山口）

| | |
|--|---|
| <p>現況 (旧国立霞ヶ丘競技場とりこわし工事前)</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料</p> |
| <p>大会開催前、 大会開催後 の施設の存在</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料</p> |
| <p>現　　況 (旧国立霞ヶ丘競技場とりこわし工事前)</p> <p>大会開催前、 大会開催後の 施設の存在</p> | <p>計画地南西側約50mに位置する、仙寿院交差点からの眺望である。計画地に位置する明治公園（霞岳広場）の樹木が視認できる。</p> <p>計画建築物が正面に視認できる。 計画建築物の出現により、現況よりも建築物の占める割合は増加する。</p>  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |

写真9.9-3 眺望の状況 (No.3 : 仙寿院交差点)

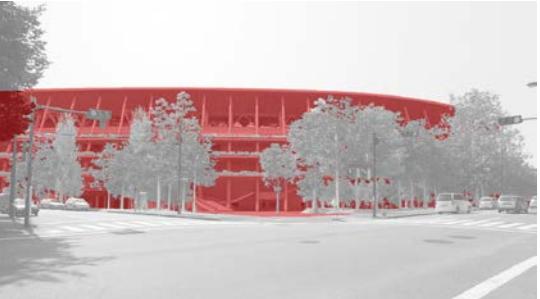
| | |
|---|--|
| <p>現況 (旧国立霞ヶ丘競技場とりこわし工事前)</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料</p> |
| <p>大会開催前、 大会開催後 の施設の存在</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料</p> |
| <p>現　況 (旧国立霞ヶ丘 競技場とりこ わし工事前)</p> <p>大会開催前、 大会開催後の 施設の存在</p> | <p>計画地東側約40mに位置する地点からの眺望である。交差点越しに旧国立霞ヶ丘競技場が視認できる。</p> <p>計画建築物が正面に視認できる。視野に占める建築物の割合は大きく変化しない。</p>  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |

写真9.9-4 眺望の状況 (No.4 : 聖徳記念絵画館西)

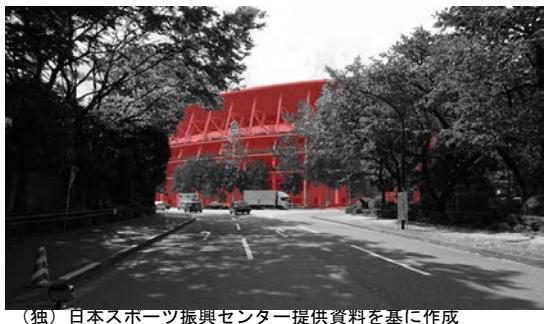
| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>現況 (旧国立霞ヶ丘競技場とりこわし工事前)</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料</p> |
| <p>大会開催前、 大会開催後 の施設の存在</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料</p> |
| <p>現　　況 (旧国立霞ヶ丘競技場とりこわし工事前)</p> | <p>計画地東側約100mに位置する地点からの眺望である。明治神宮外苑の樹木越しに旧国立霞ヶ丘競技場及び照明塔が視認できる。</p> <p>計画建築物が正面に視認できる。 計画建築物の出現により、建築物の占める割合は増加する。</p>  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |

写真9.9-5 眺望の状況 (No.5 : 明治神宮第二球場北西)

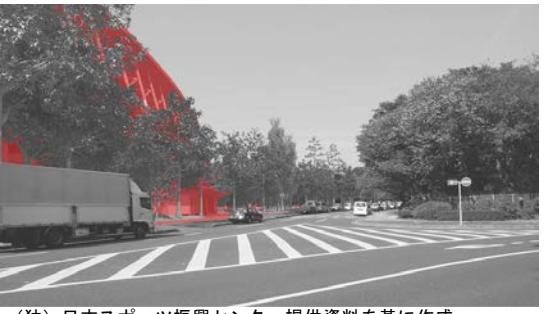
| | |
|---|--|
| <p>現況 (旧国立霞ヶ丘競技場とりこわし工事前)</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料</p> |
| <p>大会開催前、 大会開催後 の施設の存在</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料</p> |
| <p>現　況 (旧国立霞ヶ丘競技場とりこわし工事前)</p> <p>大会開催前、 大会開催後の 施設の存在</p> | <p>計画地東側約30mに位置する地点からの眺望である。旧国立霞ヶ丘競技場及び明治神宮外苑の樹木が視認できる。</p> <p>樹木越しに計画建築物の一部が視認できる。視野に占める建築物の割合は大きく変化しない。</p>  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |

写真9.9-6 眺望の状況 (No.6 : 明治神宮第二球場北)

| | |
|--|---|
| <p>現況 (旧国立霞ヶ丘競技場とりこわし工事前)</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料</p> |
| <p>大会開催前、 大会開催後 の施設の存在</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料</p> |
| <p>現　況 (旧国立霞ヶ丘 競技場とりこ わし工事前)</p> | <p>計画地北側約10mに位置する交差点からの眺望である。明治神宮外苑の樹木が視認できる。</p> |
| <p>大会開催前、 大会開催後の 施設の存在</p> | <p>計画建築物が正面に視認できる。 計画建築物の出現により、建築物の占める割合は増加する。</p>  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |

写真9.9-7 眺望の状況 (No.7 : 外苑橋交差点)

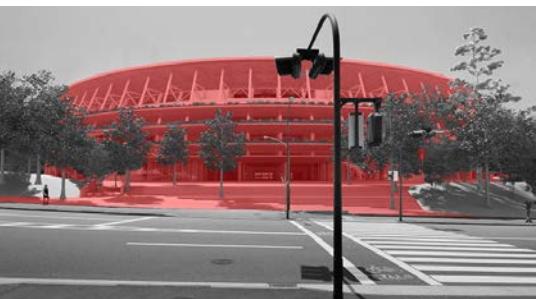
| | |
|---|--|
| <p>現況 (旧国立霞ヶ丘競技場とりこわし工事前)</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料</p> |
| <p>大会開催前、 大会開催後 の施設の存在</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料</p> |
| <p>現　況 (旧国立霞ヶ丘競技場とりこわし工事前)</p> <p>計画地北側約30mに位置する地点からの眺望である。明治神宮外苑の樹木越しに旧国立霞ヶ丘競技場の電光掲示板が視認できる。</p> <p>大会開催前、 大会開催後の 施設の存在</p> <p>計画建築物が正面に視認できる。 計画建築物の出現により、建築物の占める割合は増加する。</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |

写真9.9-8 眺望の状況 (No.8 : フットサルコート前)

| | |
|--|---|
| <p>現況 (旧国立霞ヶ丘競技場とりこわし工事前)</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料</p> |
| <p>大会開催前、 大会開催後の 施設の存在</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料</p> |
| <p>現　　況 (旧国立霞ヶ丘 競技場とりこ わし工事前)</p> <p>大会開催前、 大会開催後の 施設の存在</p> | <p>計画地北西側約520mに位置する新宿御苑からの眺望である。新宿御苑内の樹木等が視認できる。</p> <p>計画建築物は、新宿御苑内の樹木等によって視認することができない。</p>  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |

写真9.9-9 眺望の状況 (No.9 : 新宿御苑)

4) 貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度

計画地内に文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく名勝等はなく、事業の実施に伴い貴重な景勝地を消滅及び改変することないと予測する。

5) 圧迫感の程度

圧迫感の指標である形態率は、「建築物の水平面立体角投射率」と定義され、具体的には魚眼レンズ（正射影）で天空写真を撮影したときの写真内に占める面積比として表わされる。

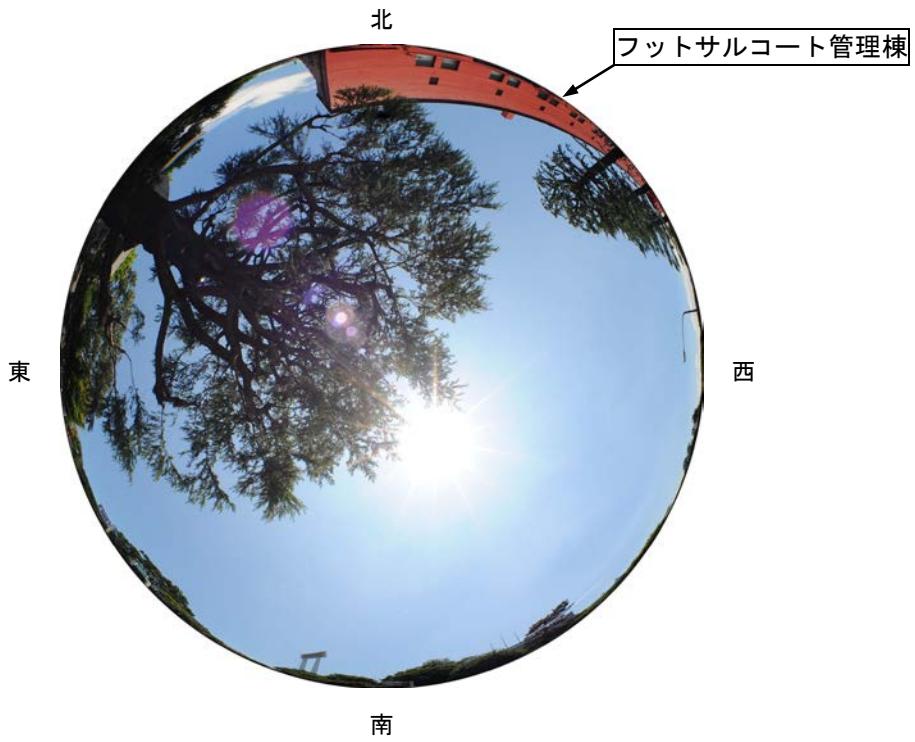
各調査地点における計画建築物に対する形態率の変化の程度は、表 9.9-7 及び写真 9.9-10～13 に示すとおりである。

形態率の変化の程度は、a 地点で約 1.4%、c 地点で約 1.4%、d 地点で約 2.6% の増加があり、b 地点では約 0.4% 減少すると予測する。

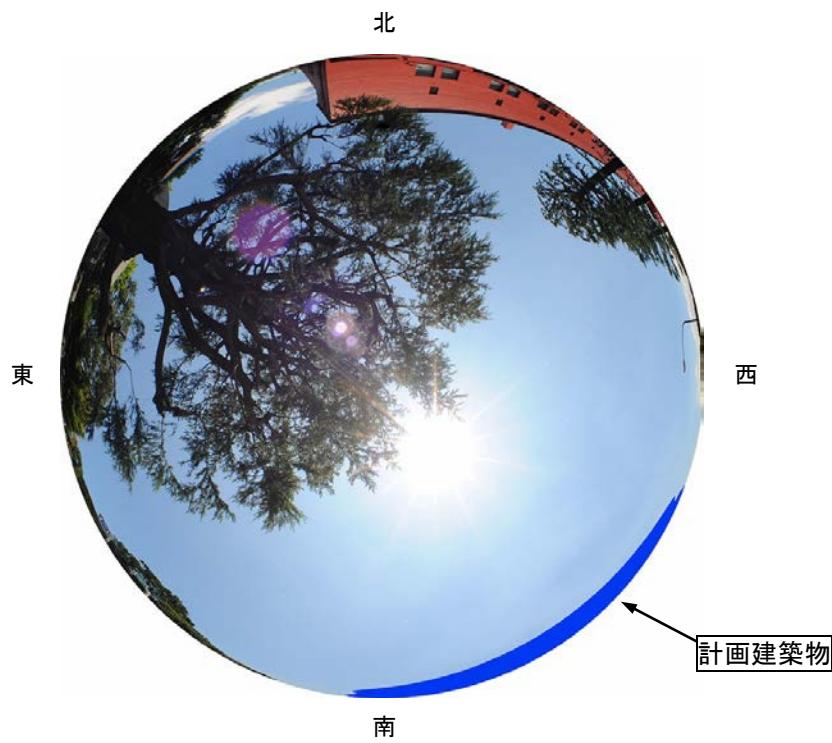
表 9.9-7 計画建築物による形態率

| 予測地点 | | 現況 | 開催前の施設の存在 | 変化量 ②-① |
|------|-----------|------------|---------------|------------|
| | | 現況形態率 ① | 施設の存在による形態率 ② | |
| a | フットサルコート前 | 約 5.0% | 約 6.4% | 約 1.4% 増 |
| b | 聖徳記念絵画館西 | 約 2.5% | 約 2.1% | 約 0.4% 減 |
| c | 仙寿院交差点 | 約 28.4% | 約 29.8% | 約 1.4% 増 |
| d | 東京体育館東 | 約 5.7% | 約 8.3% | 約 2.6% 増 |

注) 調査地点の番号は、図 9.9-2 (p. 317 参照) に対応する。



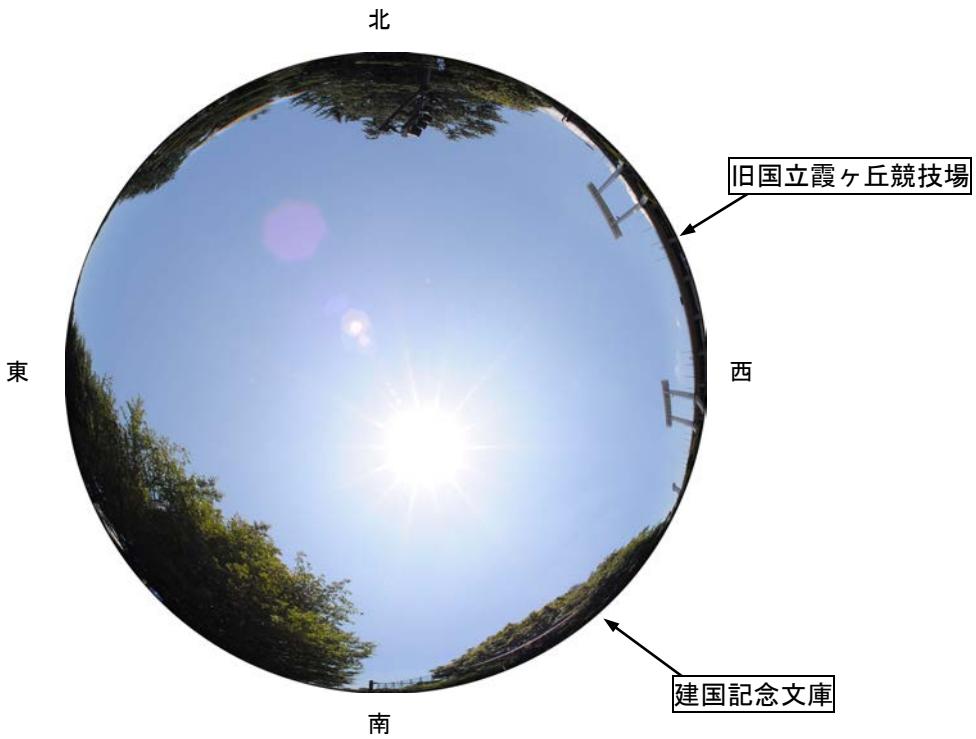
[現況（天空写真撮影時点）]



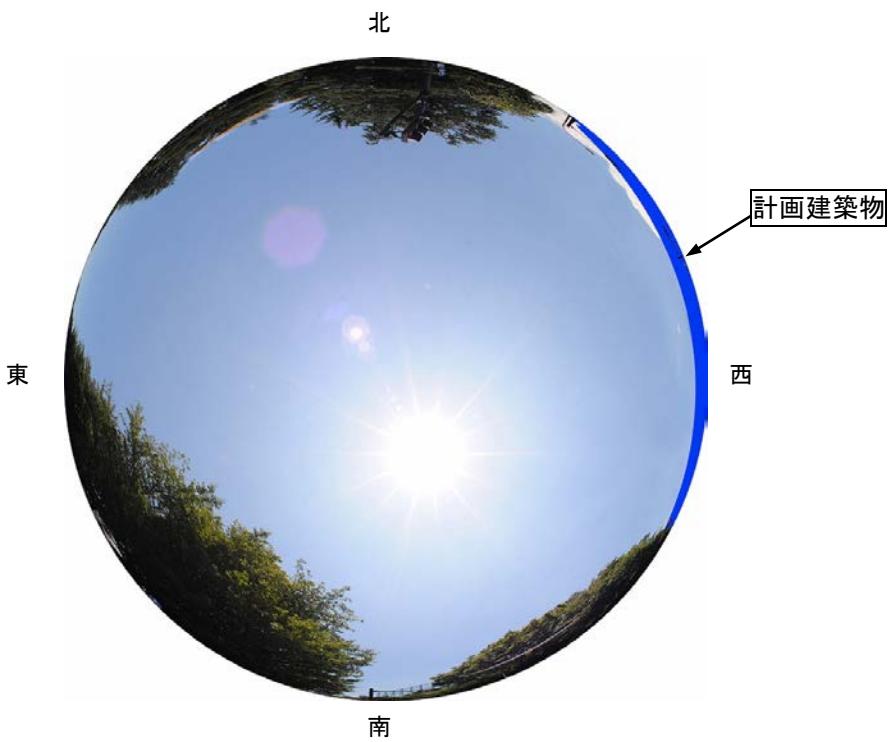
[大会開催前、大会開催後の施設の存在]

| | |
|---------------------------|--|
| 現況 (天空写真撮影時点) | 建築物としてフットサルコートの管理等が見える。樹木を除いた現況の建築物の形態率は約 5.0%である。 |
| 大会開催前、 大会開催後 の施設の存在 | 南側から西側にかけて計画建築物が見える。樹木を除いた建築物の形態率は約 6.4%となり、現況と比較して約 1.4%の増加となる。 |

写真 9.9-10 天空写真 (a 地点：フットサルコート前)



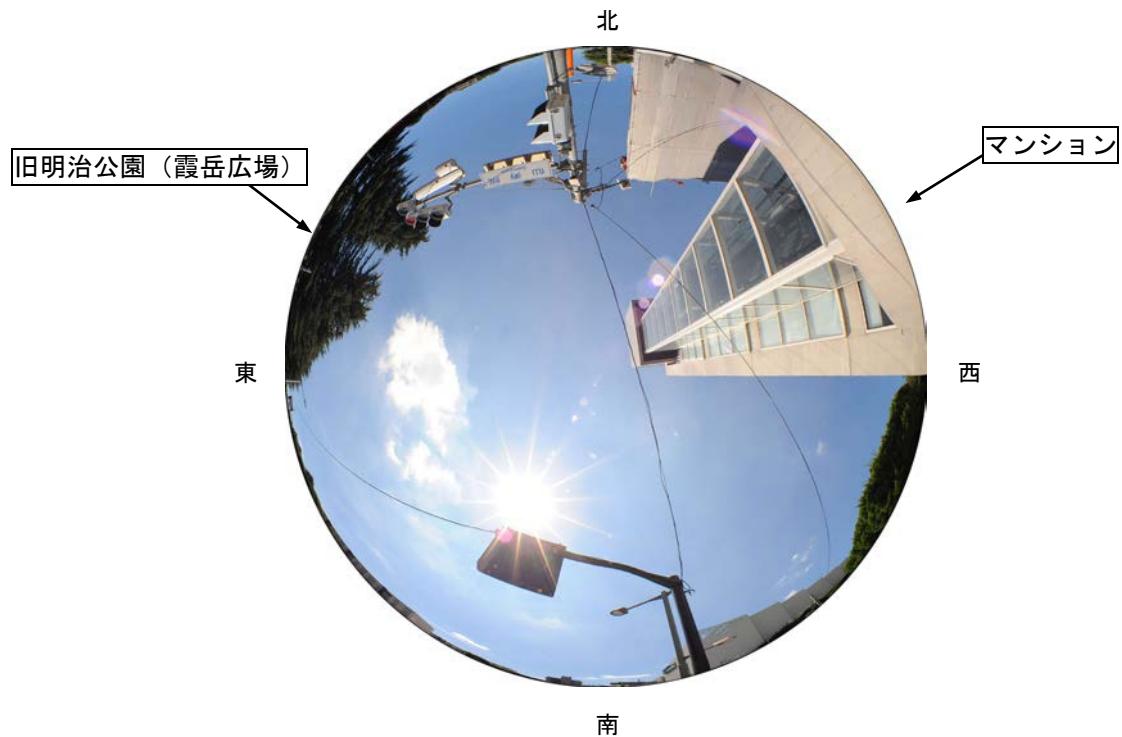
[現況（天空写真撮影時点）]



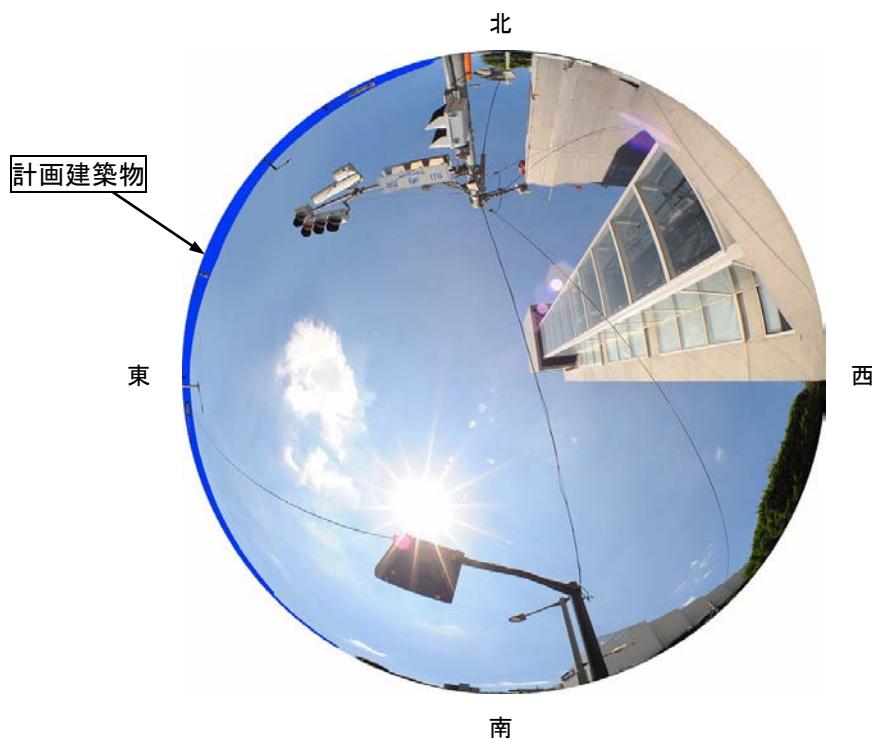
[大会開催前、大会開催後の施設の存在]

| | |
|---------------------------|---|
| 現況 (天空写真撮影時点) | 西側から北西側にかけて旧国立霞ヶ丘競技場が見える。南西側の樹林は建国記念文庫の樹林である。 樹木を除いた現況の建築物の形態率は約 2.5% である。 |
| 大会開催前、 大会開催後 の施設の存在 | 旧国立霞ヶ丘競技場に代わり計画建築物が見える。樹木を除いた建築物の形態率は約 2.1% となり、現況と比較して約 0.4% の減少となる。 |

写真 9.9-11 天空写真（b 地点：聖徳記念絵画館西）



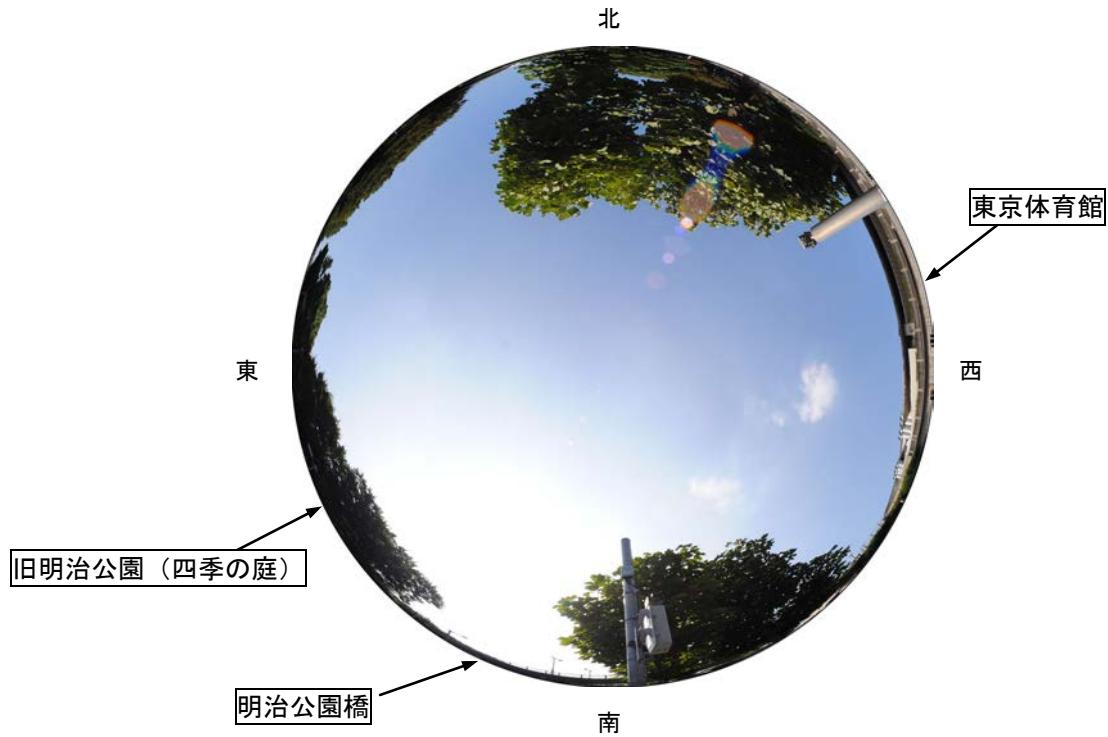
[現況 (天空写真撮影時点)]



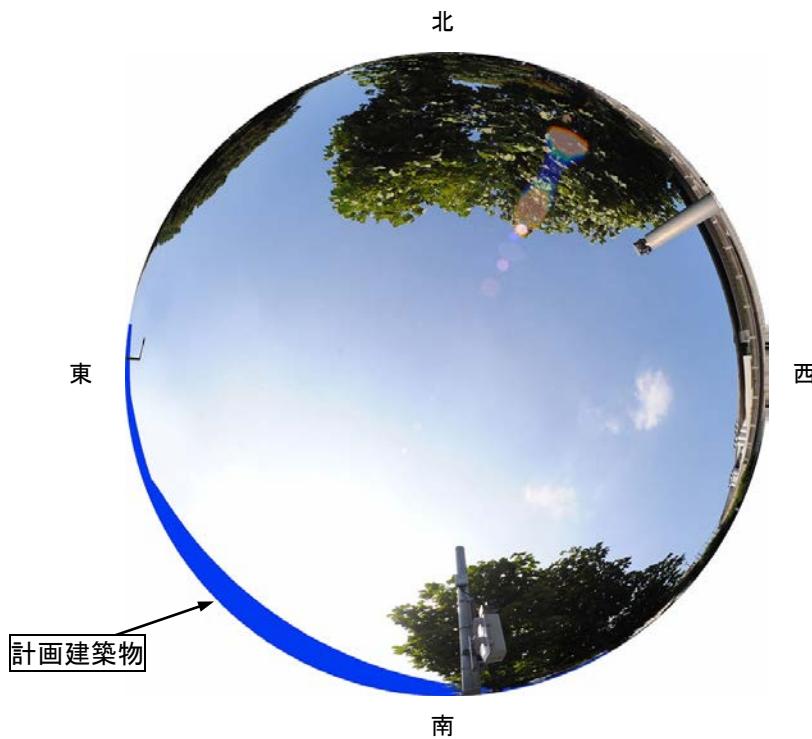
[大会開催前、大会開催後の施設の存在]

| | |
|---------------------------|--|
| 現況 (天空写真撮影時点) | 北西側にマンションの建物が見える。北東側に見える樹木は、旧明治公園（霞岳広場）の樹木である。樹木を除いた現況の建築物の形態率は約 28.4%である。 |
| 大会開催前、 大会開催後 の施設の存在 | 南東から北にかけて計画建築物が見える。樹木を除いた建築物の形態率は約 29.8%となり、現況と比較して約 1.4%の増加となる。 |

写真 9.9-12 天空写真 (c 地点 : 仙寿院交差点)



[現況（天空写真撮影時点）]



[大会開催前、大会開催後の施設の存在]

| | |
|-------------------|---|
| 現況 (天空写真撮影時点) | 西側に東京体育館が見える。南から東側にかけて、明治公園橋と旧明治公園（四季の庭）の樹木が見える。樹木を除いた現況の建築物の形態率は約 5.7%である。 |
| 大会開催前、大会開催後の施設の存在 | 南側から東側にかけて計画建築物が見える。樹木を除いた建築物の形態率は約 8.3%となり、現況と比較して約 2.6%の増加となる。 |

写真 9.9-13 天空写真 (d 地点 : 東京体育館東)

6) 緑視率の変化の程度

代表的な眺望地点からの、将来の緑視率の変化の程度は、表 9.9-8 及び写真 9.9-14～20 に示すとおりである。なお、No. 2 及び No. 9 地点については、計画建築物が視認できず、緑視率の変化は生じないと予測する。

緑視率の変化の程度は、No. 4 地点で約 12.6%、No. 6 地点で約 9.4% の増加、No. 3 地点で約 9.1%、No. 7 地点で約 21.8%、No. 8 地点で約 1.4% の減少となる。また、No. 1 及び No. 5 地点では、緑視率はほとんど変化がないと予測する。

表 9.9-8 緑視率の変化の程度

| 調査地点 | 現況 | 将来 | 変化量 |
|-------|---------|---------|-----------|
| No. 1 | 約 40.9% | 約 40.9% | 約 0% |
| No. 3 | 約 27.0% | 約 17.9% | 約 9.1% 減 |
| No. 4 | 約 11.6% | 約 24.4% | 約 12.6% 増 |
| No. 5 | 約 55.1% | 約 54.6% | 約 0.5% 減 |
| No. 6 | 約 27.2% | 約 36.6% | 約 9.4% 増 |
| No. 7 | 約 36.5% | 約 14.7% | 約 21.8% 減 |
| No. 8 | 約 22.5% | 約 21.1% | 約 1.4% 減 |

注) 地点番号は、図 9.9-1 (p. 316 参照) に対応する。

7) 景観阻害要因の変化の程度

「3) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度」等に示したとおり、計画建築物は周辺地域より視認され、一部地域では計画建築物が視野に占める割合が増加するものの、計画建築物は、日本の伝統的な建築を想起させる、連続する軒庇の水平ラインと深い陰影によって、周辺の木々と調和した外観とする計画としている。

また、図 7.2-12 (p. 36 参照) に示すとおり、「大地の杜」として、周囲の多様なみどりの景観に合わせ、聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出（「深緑の杜」）、広いオープンスペースの南側は大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎える空間を創出（「大樹の里庭」）、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出（「水辺の里庭」）することで周囲の多様な景観との調和を図る計画としている。計画建築物 5 階には、「大地の杜」と行き来できる「空の杜」として、ススキや彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空中の庭園を整備する計画としている。

これらのことから、景観阻害要因に著しい変化は生じないと予測する。

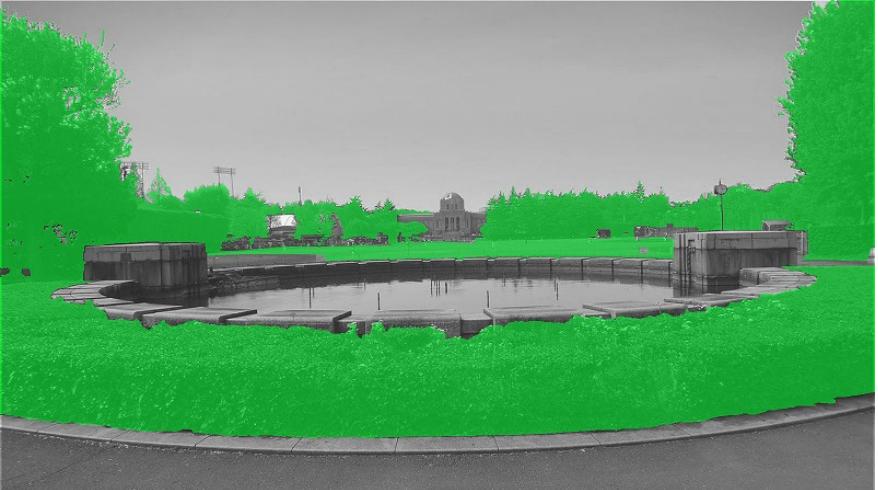
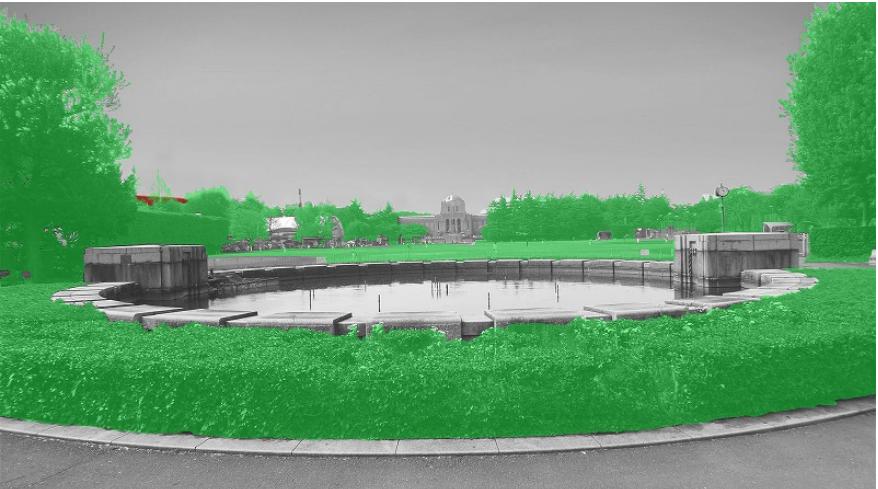
| | |
|-------------------------------------|---|
| 現況 (旧国立霞ヶ丘競技場とりこわし工事前) |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |
| 大会開催前、 大会開催後 の施設の存在 |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |
| 現　　況 (旧国立霞ヶ丘 競技場とりこ わし工事前) | <p>計画地の南東側約370mに位置する、噴水前からの眺望である。噴水及び軟式野球場の芝生越しに聖徳記念絵画館が視認できる。</p> |
| 大会開催前、 大会開催後の 施設の存在 | <p>計画建築物の一部が樹木の後背に視認できる。計画建築物の出現により、建築物の占める割合は増加するが、緑視率はほとんど変わらない。</p> |

写真9.9-14 緑視率の変化の程度 (No.1 : 噴水前)

| | |
|---|--|
| <p>現況 (旧国立霞ヶ丘競技場とりこわし工事前)</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |
| <p>大会開催前、 大会開催後 の施設の存在</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |
| <p>現　　況 (旧国立霞ヶ丘 競技場とりこ わし工事前)</p> | <p>計画地南西側約50mに位置する、仙寿院交差点からの眺望である。計画地に位置する明治公園（霞岳広場）の樹木が視認できる。</p> <p>大会開催前、 大会開催後の 施設の存在</p> <p>計画建築物が正面に視認できる。計画建築物の出現により、現況よりも建築物の占める割合は増加し、緑視率は減少する。</p> |

写真9.9-15 緑視率の変化の程度 (No.3 : 仙寿院交差点)

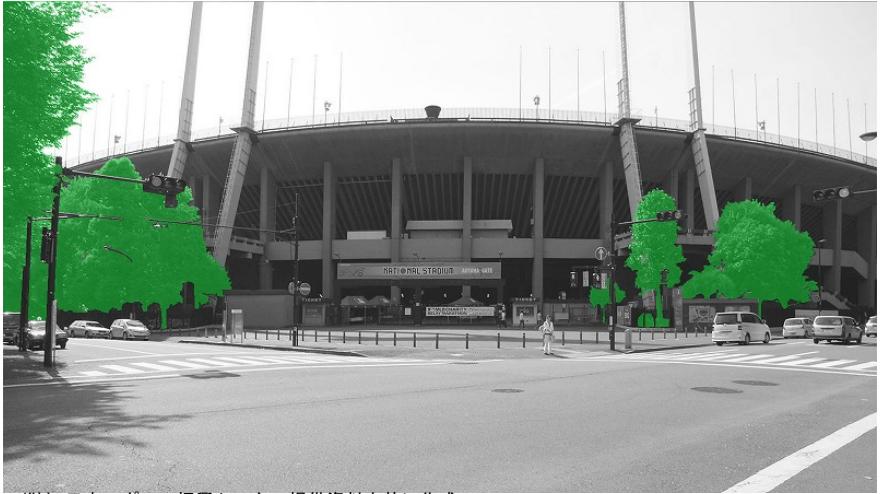
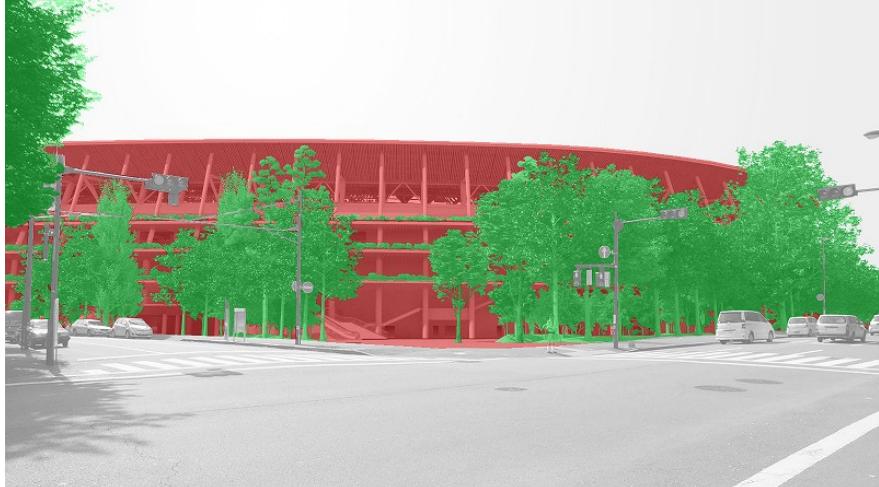
| | |
|--|---|
| <p>現況 (旧国立霞ヶ丘競技場とりこわし工事前)</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |
| <p>大会開催前、 大会開催後 の施設の存在</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |
| <p>現　　況 (旧国立霞ヶ丘 競技場とりこ わし工事前)</p> <p>大会開催前、 大会開催後の 施設の存在</p> | <p>計画地東側約40mに位置する地点からの眺望である。交差点越しに旧国立霞ヶ丘競技場が視認できる。</p> <p>計画建築物が正面に視認できる。視野に占める建築物の割合は大きく変化せず、緑視率は増加する。</p> |

写真9.9-16 緑視率の変化の程度 (No.4 : 聖徳記念絵画館西)

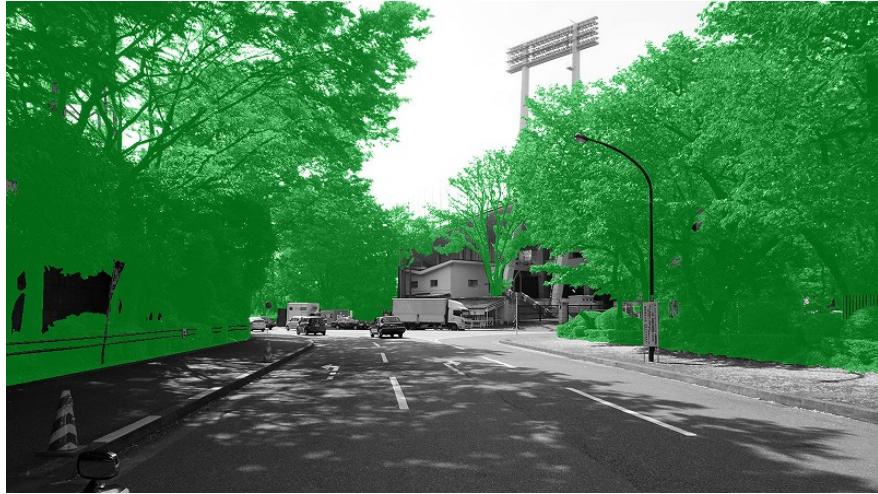
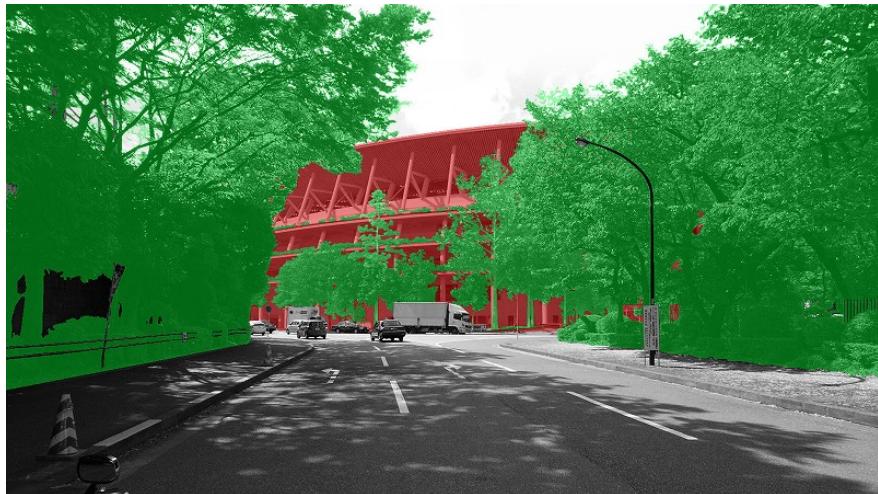
| | |
|--|---|
| <p>現況 (旧国立霞ヶ丘競技場とりこわし工事前)</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |
| <p>大会開催前、 大会開催後 の施設の存在</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |
| <p>現　　況 (旧国立霞ヶ丘 競技場とりこ わし工事前)</p> <p>大会開催前、 大会開催後の 施設の存在</p> | <p>計画地東側約100mに位置する地点からの眺望である。明治神宮外苑の樹木越しに旧国立霞ヶ丘競技場及び照明塔が視認できる。</p> <p>計画建築物が正面に視認できる。計画建築物の出現により、建築物の占める割合は増加するが、緑視率はほとんど変わらない。</p> |

写真9.9-17 緑視率の変化の程度 (No.5 : 明治神宮第二球場北東)

| | |
|--|---|
| <p>現況 (旧国立霞ヶ丘競技場とりこわし工事前)</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |
| <p>大会開催前、 大会開催後 の施設の存在</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |
| <p>現　　況 (旧国立霞ヶ丘 競技場とりこ わし工事前)</p> <p>大会開催前、 大会開催後の 施設の存在</p> | <p>計画地東側約30mに位置する地点からの眺望である。旧国立霞ヶ丘競技場及び明治神宮外苑の樹木が視認できる。</p> <p>樹木越しに計画建築物の一部が視認できる。視野に占める建築物の割合は大きく変化せず、緑視率は増加する。</p> |

写真9.9-18 緑視率の変化の程度 (No.6 : 明治神宮第二球場北)

| | |
|--|---|
| <p>現況 (旧国立霞ヶ丘競技場とりこわし工事前)</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |
| <p>大会開催前、 大会開催後 の施設の存在</p> |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |
| <p>現　　況 (旧国立霞ヶ丘 競技場とりこ わし工事前)</p> <p>大会開催前、 大会開催後 の施設の存在</p> | <p>計画地北側約10mに位置する交差点からの眺望である。明治神宮外苑の樹木が視認できる。</p> <p>計画建築物が正面に視認できる。計画建築物の出現により、建築物の占める割合は増加し、緑視率は減少する。</p> |

写真9.9-19 緑視率の変化の程度 (No.7 : 外苑橋交差点)

| | |
|-------------------------------------|---|
| 現況 (旧国立霞ヶ丘競技場とりこわし工事前) |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |
| 大会開催前、 大会開催後 の施設の存在 |  <p>(独)日本スポーツ振興センター提供資料を基に作成</p> |
| 現　　況 (旧国立霞ヶ丘 競技場とりこ わし工事前) | <p>計画地北側約30mに位置する地点からの眺望である。明治神宮外苑の樹木越しに旧国立霞ヶ丘競技場の電光掲示板が視認できる。</p> |
| 大会開催前、 大会開催後 の施設の存在 | <p>計画建築物が正面に視認できる。計画建築物の出現により、建築物の占める割合は増加し、緑視率は減少する。</p> |

写真9.9-20 緑視率の変化の程度 (No.8 : フットサルコート前)

9.9.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・最大8万席となる観客席をコンパクトに配置し、フラットな屋根架構により建物高さを約50mとし、周辺の景観に調和する計画としている。
- ・最外周柱の最上部を内側に傾斜させて、周辺の圧迫感を軽減する計画としている。
- ・図9.9-3(p.324参照)に示すとおり、日本の伝統的な建築を想起させる、連続する軒庇の水平ラインと深い陰影によって、周辺の木々と調和した外観とする計画としている。
- ・図9.9-3(p.324参照)に示すとおり、屋根の庇や軒庇の見上げ部は全周を連続した縦格子で仕上げる計画としている。外壁を「面」ではなく「線」で構成することにより、「和」を想起させる繊細な陰影が周囲の木々に溶け込み、長大な屋根や壁面による圧迫感を軽減させる計画としている。
- ・図9.9-3(p.324参照)に示すとおり、軒庇の連続した縦格子により、日本建築の要素である垂木を想起させる外観を形成する計画としている。水平方向にも高さ方向にも展開した「繰り返し」の構成により、日本らしさをより強調する計画としている。
- ・図9.9-3(p.324参照)に示すとおり、外周の低層部は水平に伸びる軒庇と鉛直柱の構成とし、軸組によって生まれた、陰影のある印象的な日本らしい外観とする計画としている。
- ・図9.9-3(p.324参照)に示すとおり、各軒庇上部にはプランターを配置し、日本の野草など四季を感じることが可能な計画としている。
- ・図7.2-12(p.36参照)に示すとおり、「大地の杜」として、周囲の多様なみどりの景観に合わせ、聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出(「深緑の杜」)、広いオープンスペースの南側は大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎える空間を創出(「大樹の里庭」)、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出(「水辺の里庭」)することで周囲の多様な景観との調和を図る計画としている。計画建築物5階には、「大地の杜」と行き来できる「空の杜」として、ススキや彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空中の庭園を整備する計画としている。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・木の縦格子には国産のスギの規格材を採用する計画としている。設置箇所は軒裏などの雨がかりの少ない部分とし、さらに加圧注入処理(K3仕様)とし、耐久性を高め美観を維持する計画としている。
- ・外周に壁がないことで、日本の気候風土を活かした風通しの良い空間を創出する計画としている。彫の深い軒下は、「木漏れ日」のような陰と緑を望める縁側状の空間を創出する計画としている。
- ・植栽樹種は、計画地の潜在自然植生や代償植生の構成種を中心に選択するとともに、既存樹木の保存、移植利用を積極的に行い、周辺のみどりの景観との調和を図った植栽計画としている。
- ・花がら摘み、つるの誘引、スポット灌水、花後の施肥、枯枝整理、支柱調整を行い、季節感や原風景のおおらかさなど特徴ある風景をつくる。
- ・緑化植栽後の樹木の状況(植栽状況、生育状況等)、植栽散水、剪定、施肥等の維持管理の実施状況について確認し、必要に応じて適切な追加対策を講じることにより、良好な景観の保持に努める計画としている。また、緑の状況については、フォローアップ調査で確認する。

9.9.4 評価

(1) 評価の指標

主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度、景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度、貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度及び景観阻害要因の変化の程度については、「新宿区景観形成ガイドライン」の四谷地区神宮外苑・南元町エリアで掲げられている景観形成の方針「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する」、「周辺のまとまったみどりと身近なみどりを感じられる景観をつくる」を評価の指標とした。また、圧迫感の変化の程度については、「圧迫感の軽減を図ること」とし、緑視率の変化の程度については、「緑視率の変化の軽減を図ること」とした。

(2) 評価の結果

1) 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度

計画地は明治神宮外苑に隣接しており、当該エリアは、大正期に整備された明治神宮外苑の都市構造を基盤として、風格のある都市景観と苑内の樹林による豊かな自然環境を有している。また、周辺には、東京体育館や明治神宮外苑野球場、秩父宮ラグビー場等の多様な規模や種類のスポーツ施設が集積している。

計画建築物は、図 9.9-3 (p. 324 参照) に示すとおり、日本の伝統的な建築を想起させる、連続する軒庇の水平ラインと深い陰影によって、周辺の木々と調和した外観とする計画としている。軒庇の連続した縦格子により、日本建築の要素である垂木を想起させる外観を形成し、水平方向にも高さ方向にも展開した「繰り返し」の構成により、日本らしさをより強調する計画としている。外周の低層部は水平に伸びる軒庇と鉛直柱の構成とし、軸組によって生まれた、陰影のある印象的な日本らしい外観とする計画としている。

また、図 7.2-12 (p. 36 参照) に示すとおり、「大地の杜」として、周囲の多様なみどりの景観に合わせ、聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出（「深緑の杜」）、広いオープンスペースの南側は大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎える空間を創出（「大樹の里庭」）、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出（「水辺の里庭」）することで周囲の多様な景観との調和を図る計画としている。計画建築物 5 階には、「大地の杜」と行き来できる「空の杜」として、ススキや彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空中の庭園を整備する計画としている。また、花がら摘み、つるの誘引、スポット灌水、花後の施肥、枯枝整理、支柱調整を行い、季節感や原風景のおおらかさなど特徴ある風景をつくる計画としているほか、緑化植栽後の樹木の状況（植栽状況、生育状況等）、植栽散水、剪定、施肥等の維持管理の実施状況について確認し、必要に応じて適切な追加対策を講じることにより、良好な景観の保持に努める計画としている。

これらのことから、周辺の多様なみどりの景観に調和した景観が形成されると考える。

以上のことから、評価の指標とした「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する」、「周辺のまとまったみどりと身近なみどりを感じられる景観をつくる」を満足するものと考える。

2) 景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度

計画地は、「東京都景観計画」に定める保全対象建築物である聖徳記念絵画館の景観誘導区域には該当せず、「東京都景観計画」において指定されている聖徳記念絵画館に係る眺望地点から計画建築物を認することはできないことから、景観を阻害することはない。また、計画地は、「東京都景観計画」に定める保全対象庭園である新宿御苑周辺の景観誘導区域に該当す

るが、新宿御苑内の眺望地点から計画建築物を視認することはできず、景観を阻害することはない。

以上のことから、評価の指標とした「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する」、「周辺のまとまったみどりと身近なみどりを感じられる景観をつくる」を満足するものと考える。

3) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

計画地周囲の主要な眺望点からの眺望については、計画建築物が視野に占める割合は増加するが、計画建築物は、日本の伝統的な建築を想起させる、連続する軒庇の水平ラインと深い陰影によって、周辺の木々と調和した外観とする計画としている。

また、図 7.2-12 (p. 36 参照) に示すとおり、「大地の杜」として、周囲の多様なみどりの景観に合わせ、聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出（「深緑の杜」）、広いオープンスペースの南側は大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎える空間を創出（「大樹の里庭」）、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出（「水辺の里庭」）することで周囲の多様な景観との調和を図る計画としている。計画建築物 5 階には、「大地の杜」と行き来できる「空の杜」として、ススキや彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空中の庭園を整備する計画としている。また、花がら摘み、つるの誘引、スポット灌水、花後の施肥、枯枝整理、支柱調整を行い、季節感や原風景のおおらかさなど特徴ある風景をつくる計画としているほか、緑化植栽後の樹木の状況（植栽状況、生育状況等）、植栽散水、剪定、施肥等の維持管理の実施状況について確認し、必要に応じて適切な追加対策を講じることにより、良好な景観の保持に努める計画としている。

周辺地域においては、計画建築物の一部が視認されるが、眺望景観に著しい変化は生じない。

これらのことから、周辺の多様なみどりの景観に調和した景観が形成され、聖徳記念絵画館の広大な眺めに著しい変化は与えないと考える。

以上のことから、評価の指標とした「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する」、「周辺のまとまったみどりと身近なみどりを感じられる景観をつくる」を満足するものと考える。

4) 貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度

計画地内に貴重な景勝地はなく、事業の実施に伴い貴重な景勝地を消滅及び改変する事はなく、評価の指標とした「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する」、「周辺のまとまったみどりと身近なみどりを感じられる景観をつくる」を満足するものと考える。

5) 圧迫感の変化の程度

計画建築物による形態率の増加は少なく、形態率の変化の程度は、a 地点で約 1.4%、c 地点で約 1.4%、d 地点で約 2.6% の増加であり、b 地点では約 0.4% の減少である。

計画建築物は、フラットな屋根架構により建物高さを約 50m とし、最外周柱の最上部を内側に傾斜させて、周辺の圧迫感を軽減する計画としている。また、屋根の庇や軒庇の見上げ部は全周を連続した縦格子で仕上げる計画とし、外壁を「面」ではなく「線」で構成することにより、「和」を想起させる繊細な陰影が周囲の木々に溶け込み、長大な屋根や壁面による圧迫感を軽減させる計画としている。

以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものと考える。

6) 緑視率の変化の程度

緑視率の変化の程度は、No. 4 地点で約 12.6%、No. 6 地点で約 9.4% の増加、No. 3 地点で約 9.1%、No. 7 地点で約 21.8%、No. 8 地点で約 1.4% の減少となる。また、No. 1 及び No. 5 地点では、緑視率はほとんど変化がないと予測する。

植栽樹種は、計画地の潜在自然植生や代償植生の構成種を中心に選択するとともに、既存樹木の保存、移植利用を積極的に行い、周辺のみどりの景観との調和を図った植栽計画としている。また、図 7.2-12 (p. 36 参照) に示すとおり、「大地の杜」として、周囲の多様なみどりの景観に合わせ、聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出（「深緑の杜」）、広いオープンスペースの南側は大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎える空間を創出（「大樹の里庭」）、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出（「水辺の里庭」）することで周囲の多様な景観との調和を図る計画としている。計画建築物 5 階には、「大地の杜」と行き来できる「空の杜」として、ススキや彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空中の庭園を整備する計画としている。

以上のことから、評価の指標とした「緑視率の変化の軽減を図ること」を満足するものと考える。

7) 景観阻害要因の変化の程度

計画建築物は周辺地域より視認され、一部地域では計画建築物が視野に占める割合が増加するものの、計画建築物は、日本の伝統的な建築を想起させる、連続する軒庇の水平ラインと深い陰影によって、周辺の木々と調和した外観とする計画としている。

また、図 7.2-12 (p. 36 参照) に示すとおり、「大地の杜」として、周囲の多様なみどりの景観に合わせ、聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出（「深緑の杜」）、広いオープンスペースの南側は大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎える空間を創出（「大樹の里庭」）、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出（「水辺の里庭」）することで周囲の多様な景観との調和を図る計画としている。計画建築物 5 階には、「大地の杜」と行き来できる「空の杜」として、ススキや彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空中の庭園を整備する計画としている。また、花がら摘み、つるの誘引、スポット灌水、花後の施肥、枯枝整理、支柱調整を行い、季節感や原風景のおおらかさなど特徴ある風景をつくる計画としているほか、緑化植栽後の樹木の状況（植栽状況、生育状況等）、植栽散水、剪定、施肥等の維持管理の実施状況について確認し、必要に応じて適切な追加対策を講じることにより、良好な景観の保持に努める計画としている。

これらのことから、景観阻害要因に著しい変化は生じないものと考える。

以上のことから、評価の指標とした「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する」、「周囲のまとまったみどりと身近なみどりを感じられる景観をつくる」を満足するものと考える。